

## 江東区介護保険条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

介護保険事業計画は、3年を1期として策定することとされており、令和3年度から令和5年度が第8期の計画期間となる。計画期間中の第1号被保険者の保険料を定めるとともに、介護保険法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

#### (1) 保険料の額の改定（第6条関係）

第8期の計画期間である令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料額基準額（月額）は5,800円とする。

なお、改定にあたっては、介護給付費準備基金を活用するとともに、引き続き低所得者への負担軽減を行う。

#### (2) 保険料率算定等に関する合計所得金額の基準の特例（附則第10条関係）

平成30年度の税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされ、令和2年分以降の所得税について適用されることとなった。これにより、合計所得金額が増額となる場合について、新たに不利益が生じないように合計所得金額の算定を従前と同様のものとするため、条例の一部を改正する。

#### (3) その他規定の整備（第6条関係）

令和2年度税制改正における租税特別措置法等の一部改正に伴い、介護保険料の段階の判定に関する基準である合計所得金額の特別控除について規定を整備する。

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 経過措置

この条例による改正後の江東区介護保険条例第6条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

### 5 新旧対照表

別紙のとおり

## 介護保険料 新旧対照表

(単位：円)

所得段階	対象者		保険料				
			料率	月額		差額	第8期 年 額
				第7期	第8期		
第1段階	本人と世帯全員が住民税非課税	生活保護、老齢福祉年金受給者合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	本則 0.5 軽減 0.3	2,700	<b>2,900</b>	200	<b>34,800</b>
				1,620	<b>1,740</b>	120	<b>20,880</b>
第2段階	本人と世帯全員が住民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の方	本則 0.65 軽減 0.4	3,510	<b>3,770</b>	260	<b>45,240</b>
				2,160	<b>2,320</b>	160	<b>27,840</b>
第3段階	本人と世帯全員が住民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	本則 0.7 軽減 0.65	3,780	<b>4,060</b>	280	<b>48,720</b>
				3,510	<b>3,770</b>	260	<b>45,240</b>
第4段階	本人住民税非課税	世帯に住民税課税者がいる方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	0.85	4,590	<b>4,930</b>	340	<b>59,160</b>
第5段階	本人住民税非課税	世帯に住民税課税者がいる方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円超の方	基準額	5,400	<b>5,800</b>	400	<b>69,600</b>
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が125万円未満の方	1.15	6,210	<b>6,670</b>	460	<b>80,040</b>
第7段階		合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.3	7,020	<b>7,540</b>	520	<b>90,480</b>
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.65	8,910	<b>9,570</b>	660	<b>114,840</b>
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.75	9,450	<b>10,150</b>	700	<b>121,800</b>
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	2.05	11,070	<b>11,890</b>	820	<b>142,680</b>
第11段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	2.1	11,340	<b>12,180</b>	840	<b>146,160</b>
第12段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.5	13,500	<b>14,500</b>	1,000	<b>174,000</b>
第13段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.8	15,120	<b>16,240</b>	1,120	<b>194,880</b>
第14段階		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	2.9	15,660	<b>16,820</b>	1,160	<b>201,840</b>
第15段階		合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の方	3	16,200	<b>17,400</b>	1,200	<b>208,800</b>
第16段階	合計所得金額が1,500万円以上の方	3.1	16,740	<b>17,980</b>	1,240	<b>215,760</b>	

江東区介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(保険料の額)</p> <p>第6条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万2,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万2,120円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万5,360円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万5,080円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万4,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万4,520円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下<u>この項</u>において同じ。)が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(保険料の額)</p> <p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万4,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万5,240円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万8,720円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万9,160円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万9,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>8万400円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下同じ。)が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

- イ (略)
- (7) 次のいずれかに該当する者 8万4,240円  
ア・イ (略)
- (8) 次のいずれかに該当する者 10万6,920円  
ア・イ (略)
- (9) 次のいずれかに該当する者 11万3,400円  
ア・イ (略)
- (10) 次のいずれかに該当する者 13万2,840円  
ア・イ (略)
- (11) 次のいずれかに該当する者 13万6,080円  
ア・イ (略)
- (12) 次のいずれかに該当する者 16万2,000円  
ア・イ (略)
- (13) 次のいずれかに該当する者 18万1,440円  
ア・イ (略)
- (14) 次のいずれかに該当する者 18万7,920円  
ア・イ (略)
- (15) 次のいずれかに該当する者 19万4,400円  
ア・イ (略)
- (16) 前各号のいずれにも該当しない者 20万880円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、1万9,440円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る

- イ (略)
- (7) 次のいずれかに該当する者 9万480円  
ア・イ (略)
- (8) 次のいずれかに該当する者 11万4,840円  
ア・イ (略)
- (9) 次のいずれかに該当する者 12万1,800円  
ア・イ (略)
- (10) 次のいずれかに該当する者 14万2,680円  
ア・イ (略)
- (11) 次のいずれかに該当する者 14万6,160円  
ア・イ (略)
- (12) 次のいずれかに該当する者 17万4,000円  
ア・イ (略)
- (13) 次のいずれかに該当する者 19万4,880円  
ア・イ (略)
- (14) 次のいずれかに該当する者 20万1,840円  
ア・イ (略)
- (15) 次のいずれかに該当する者 20万8,800円  
ア・イ (略)
- (16) 前各号のいずれにも該当しない者 21万5,760円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、2万880円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る

令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,440円」とあるのは、「2万5,920円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万9,440円」とあるのは、「4万2,120円」と読み替えるものとする。

第7条～第20条 (略)

附 則

第1条～第9条 (略)

(加える)

令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万880円」とあるのは、「2万7,840円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万880円」とあるのは、「4万5,240円」と読み替えるものとする。

第7条～第20条 (略)

附 則

第1条～第9条 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江東区介護保険条例第6条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。